

くらしと

秋

Autumn

Vol.82

もくじ

- 高齢者に多い消費者トラブル
- くらしの安全情報
- おしらせ

2015年 11月(平成27年)

「くらしと」とは？ 消費者としての質の高い暮らしへと導くことを願い「暮らし+Finest=くらしと」と名付けられました。

こんな
消費者トラブルに
気をつけて！

「今より電話料金が安くなります。工事代金は後で全額返金します」と電話で勧誘されて契約した。工事代金は約束通り全額返金されたが、毎月の利用料金が、今までより高くなってしまった。



10万円



物干しざおの移動販売車を呼び止めたら、買うとも言っていないのに勝手にさおを切り、「切ってしまったから返品はできない」と言われた。

車のスピーカーから流れていた値段ではなく、高額な料金を請求されたが、業者が怖い顔をしたので断りきれず支払ってしまった。

大阪府内の消費生活相談窓口寄せられる相談のうち、高齢者からの相談は**3割**以上を占めています。被害を防ぐためには、まわりの見守りと気づきが大切です。

消費生活相談員

相談事例とアドバイスについてご紹介します 2ページ参照 ➡



高齢者に多い消費者トラブル

IP電話を契約したけど 安くない!!

毎月の利用料金が高額になったのは、インターネット接続サービスも一緒に契約させられたことが原因と考えられます。このようにIP電話に関する知識が十分でないまま、電話料金だけを比較して「料金が安くなる」との説明を受け、「月々の支払総額が安くなる」と誤解して契約を承諾した結果、トラブルとなっている事例が多くみられます。また、固定電話でなくなることにより、高齢者対象の行政サービスである「緊急通報」が利用できなくなることを知らずに契約した、という事例もあります。

電気通信サービスであるIP電話の契約は、クーリング・オフができません。 勧誘されてもすぐに返事をせず、家族等に相談し、必要がなければ、きっぱり断りましょう。



物干しざおが10万円?!

一時大きく減少していた物干しざおに関する相談件数が急増しています。「そんなにお金がない」と言うと、「コンビニでおろせる。ついて行く」と言われ、怖くて支払ってしまったなどの強引な手口が目立ち、高齢者を中心に、幅広い年代の女性がトラブルに遭っています。

物干しざおの移動販売は「訪問販売」に該当する可能性があり、クーリング・オフができます。しかし、領収書がない、領収書に記載されている電話が通じないなど、相手と連絡が取れないこともあります。

買う前に本当に必要かどうか考えたうえで金額を確認し、必要なければきっぱりと断ることが大切です。購入を強要され恐怖を感じたら、近所の人や警察に助けを求めましょう。無理やり金融機関に連れて行かれた場合は、窓口の人に事情を話して助けを求めてください。また、車のナンバーを記録しておき、警察に相談した際に伝えましょう。



日常生活でも危険が・・・

- パジャマのすそを踏み、よろけてダンスの角に頭をぶつけて出血した。
- 玄関の段差で転倒した。
- コーヒーを沸かそうとしたところ、ガスコンロの火が服に燃え移ってやけどした。

高齢者の事故は転倒事故が多く、着衣着火は重症事例の多い事故です。体重の変化により、知らないうちに衣服がゆるくなり、すそをひきずっていることもあります。ズボンやスカートを購入する際は、必ず試着をして長さを確認し、素材にも注意しましょう。

骨折や長期入院から寝たきりになることもあります。普段からこまめに体を動かすなどして、健康にも気をつけましょう。



見守りと気づきの チェックポイント

- 不審な契約書や請求書、宅配業者の不在通知などはないか
- 買い物をひかえる、支払いが滞るなど、急にお金に困っている様子はないか
- 見慣れない人物や工事車両がひんぱんに出入りしていないか
- 新品の布団、ダンボール箱など、同じものが大量にないか
- 不審な電話のやり取りや、電話口で困っている様子はないか
- 体に合ったサイズの服を着ているか
- 家に引きこもっていないか



電源コードや配線器具の事故に注意を!



相談内容

エアコンの電源プラグを差し込んでいるコンセント部分から発火した。使用していないのにどうして?

原因

電源プラグを長期間コンセントに差し込んでいると、ほこりや湿気が電源プラグにたまりトラッキング現象^{*}が発生して発火したと考えられます。

^{*}トラッキング現象とは、コンセントとプラグの周辺にほこりがたまり、そこに水滴や湿気が加わることで、プラグの刃と刃の間に電流が流れ、火花放電を繰り返すことにより、その部分が炭化し、電流通路ができて発火する現象です。

アドバイス

冷蔵庫やテレビ、エアコンなどのコンセントは長期間差し込んだままにしていることが多くなりますので、こまめに掃除しましょう。

電源コードやコンセント・プラグについても安全確認してみましょう。

- コードを束ねて使用すると放熱が妨げられて過熱し、樹脂の皮膜が損傷することによりショートすることがあります。コードは伸ばした状態で使用しましょう。
- コードを引っ張ると断線しやすくなり発煙・発火の原因となります。コードを引っ張ることは避けましょう。
- コードが重いものの下敷きになっていると断線する原因となります。家具などの下敷きにならないように気を付けましょう。
- たこ足配線は過電流の原因となります。許容電流内で使用するようにしましょう。
- 傷んだコードはショートする可能性があります。収納の際にはコードを付け根部分でまげたり、本体に巻き付けたりしないように注意しましょう。
- ショートの原因になるので電気製品を自分で修理することはやめましょう。
- エアコンなど消費電力が大きいものは、延長コードから使用しないようにしましょう。
- 古い製品を使い続けていると部品が劣化して発煙や発火の恐れがあります。古い製品を使っていないか点検しましょう。



電源コードやプラグが異常に熱い、焦げ臭い、ブレーカーが頻繁に落ちる。
このような異常がみられたときにはすぐに使用をやめましょう。

参考
情報

NITE(独立行政法人 製品評価技術基盤機構)「身・守りハンドブック 2013」「注意喚起リーフレット」
<http://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/mimamori/index.html>

くらしのトピックス

総務省をかたったマイナンバー関係の不審なメールに注意しましょう

総務省から「マイナンバー確定のお知らせ」という件名で、「マイナンバー制度が確定したので、記載のURLにて確認してください」などと書かれたメールが送られてきたという事例が報告されています。

これは全くの偽メールです。総務省からそのようなメールを送ることはありませんので、くれぐれも記載のURLにはアクセスしないようにしましょう。

Sマーク(標準営業約款制度)で安心・安全・清潔なお店選びを!!



Sマーク

Sマーク登録店は、厚生労働大臣認可の標準営業約款に従って、「安心」「安全」「清潔」を消費者の皆さまにお届けします。Sマークは理容・美容・クリーニング・めん類飲食・一般飲食のお店が対象です。

大阪府生活衛生営業指導センター

検索

エルちゃんの“わん”デー講座

テーマ ふくしまからはじめよう～震災と同時にスタートした農産物加工・ふくしまの今を語る～
日時 11月12日(木) 14時00分～16時00分
定員 120人(※申し込み多数の場合は抽選)
内容 今回の講座では、震災発生の数か月前に始まった農産物加工(ジュース・ジャム)の、当時の状況に加え、「福島=苦しんでいる」というイメージを払しょくするため、今後の展望を前向きな思いとともに伝えます。
場所 福島区役所 6階 大会議室
 【住所】〒553-8501 福島区大開1-8-1
 【最寄駅】地下鉄:野田阪神駅、JR:野田駅・海老江駅、阪神:野田駅
講師 湯田 浩和 (「土っ子田島 farm」代表)
締め切り日 11月5日(木) (締切後も定員に満たない場合は随時受け付けます)
対象 大阪市内在住・在勤・在学の方 **その他** 一時保育はありません。
申し込み・問い合わせ先 毎日、10時から17時 大阪市消費者センター TEL:06-6614-7522 FAX:06-6614-7525

テーマ 知ってる?役立つ!かしこいお掃除術～年末の大掃除に向けて～
日時 12月17日(木) 14時00分～16時00分
定員 70人(※申し込み多数の場合は抽選)
内容 汚れの種類に合わせた効果的な掃除方法等、日常のお手入れから年末の大掃除まで役立つ情報を、専門家がわかりやすくお話しします。
場所 難波市民学習センター 講堂
 【住所】〒556-0017 浪速区湊町1-4-1 OCATビル4階
 【最寄駅】地下鉄:なんば駅、JR:南海:難波駅、近鉄:阪神:大阪難波駅
講師 玉置 伸次 (株式会社アイセン 品質保証ユニット部長)
締め切り日 12月10日(木) (締切後も定員に満たない場合は随時受け付けます)
申し込み方法 電話、大阪市電子申請システム(大阪市消費者センターホームページから)

金融・経済講演会

テーマ マネーセンスを磨いてお金と上手に付き合おう!
日時 11月13日(金) 18時30分～20時00分
場所 大阪銀行協会 7階 大会議室
 【最寄駅】地下鉄谷町線・中央線「谷町四丁目駅」(6番出口上る)
定員 200人
申し込み方法 ハガキまたはFAXでお申し込みください。
申し込み・問い合わせ先 〒530-8660 大阪市北区中之島2-1-45 日本銀行大阪支店内 大阪府金融広報委員会事務局
 TEL:06-6206-7748 FAX:06-6233-6080 主催:大阪府金融広報委員会 後援:大阪府、近畿財務局、金融広報中央委員会

講師 平林 亮子 (公認会計士・公認会計士集団アールパートナーズ代表)

<記載事項>

①11月13日 ②郵便番号 ③住所 ④氏名(フリガナ)
 ⑤年齢 ⑥電話番号 ⑦くらしすと

※応募者の個人情報は、当委員会が責任を持って管理いたします
 (当講演会入場券の作成・発送、照会対応に利用します)。



地域講座等のご案内

大阪市では、地域の団体などの要請により無料で講師を派遣し、DVD等を使用しながら、テーマに応じた内容で消費者問題について学んでいただく講座を実施しています。研修などにご活用ください。このほか、施設見学等を行う見学講座もありますので、詳しくはお問い合わせください。

テーマ 悪質商法の被害にあわないために など
開催日 年末年始(12月29日～1月3日)を除く毎日。
 夜間開催も可
時間 30分から2時間程度
定員 原則 30人以上(※少人数の場合はご相談ください)
その他 会場は大阪市内に限ります。開催希望日の1カ月前までに申し込みください。
申し込み・問い合わせ先 大阪市消費者センター ※ホームページからもお申し込みいただけます。 TEL:06-6614-7522 FAX:06-6614-7525

あなたの学校に講師を派遣します(教職員・保護者向け)

大阪府では教職員・保護者を対象に消費者問題に関する研修・講座に無料で講師を派遣し、若者によくある消費者被害の現状とその対処法などを学んでいただきます。内容はご相談に応じますので、詳しくはお問い合わせください。

内容 子ども達によくある消費者トラブル など **申し込み方法** 「消費者教育講師派遣依頼書」に必要事項を記入し、開催日の1カ月前までに提出してください。

対象 大阪府内の教職員・保護者
申し込み・問い合わせ先 (委託先)公益財団法人 関西消費者協会 TEL:06-6612-2330

詳しくはこちらから ▶ http://kanshokyo.jp/hp/koushi_haken/haken_shokuin.html

大阪市消費者センター

ニュートラム「トレードセンター前」駅 〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATC(アジア太平洋トレードセンター)ITM棟3階
消費生活相談 ☎06-6614-0999 毎日 10:00～17:00 (12月29日～1月3日は除く) ※大阪市内にお住まいの方が対象です。
メール相談 ホームページからメール相談にアクセスしてください。(12月28日～1月3日は除く)
ホームページ <http://www.city.osaka.lg.jp/lnet/>

エルちゃん



大阪府消費生活センター

ニュートラム「トレードセンター前」駅 〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATC(アジア太平洋トレードセンター)ITM棟3階
消費生活相談 ☎06-6616-0888 月～金 9:00～17:00 年末年始、祝日は除く ※お住まいの市町村に相談窓口のない府民の方が対象です。
メール相談 府消費生活 電子メール相談 検索

(年末年始、土・日・祝日に受けた相談の返信は、休み明けになります)

ウェブサイト「消費生活事典」

消費生活事典

検索

消費者問題の専門家団体が実施する週末相談(年末年始除く10:00～16:00)

■土曜日/06-4790-8110 公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
 ■日曜日/06-6203-7650 公益社団法人 全国消費生活相談員協会

※お電話をおかけの際は、番号をよくご確認のうえお間違えないようおかけください。